

## 城陽市三世代近居・同居住宅支援事業

三世代での近居・同居に**最大 100 万円**を助成！！

三世代近居・同居とは…

親子世帯と祖父母世帯が近居・同居をすることで三世代が助け合い、親子世帯が子育て期を働きやすく、また祖父母世帯が安心して過ごすことができる暮らし方です。

住宅リフォームで最大  
**100 万円**

住宅取得で最大  
**40 万円**

	住宅リフォーム	住宅取得
補助対象経費	三世代近居又は同居をするための住宅リフォームに要する費用	三世代近居又は同居をするための住宅取得に係る仲介手数料
補助額	補助対象経費の2分の1 (最大100万円)	補助対象経費の2分の1 (最大40万円)
補助対象者	○城陽市内で新たに三世代で同居又は近居する予定の方 ○子の親権者の年収の合計が750万円未満であること。 ○祖父母世帯及び親子世帯が市税・府税を滞納していないこと。	
申請方法	申請書に必要書類を添えて、都市政策課に持参してください。 リフォーム内容が補助対象経費に含まれるか等、ご不明な点は下記窓口へお問い合わせください。	

※ 本事業での近居の定義は、以下のいずれかに該当することをいいます。

- ①親子世帯と祖父母世帯が直線距離2km以内に居住すること。
- ②異なる市町村に居住する親子世帯と祖父母世帯が城陽市内に居住すること。(この場合、「直線距離2km以内」という距離要件はありません。)

※ 親子世帯と祖父母世帯が既に同居している場合や直線距離2km以内に居住している場合は補助の対象とはなりません。

※ 子どもは18歳に達する日の最初の3月31日までの者をいい、妊娠中の子どもを含みます。

※ 住宅リフォーム及び住宅取得のどちらも対象となる場合は、どちらか一方の区分をお選びいただきます。

【申請窓口】城陽市 都市整備部 都市政策課 TEL：0774-56-4067

〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16, 17番地

## 申請に関する注意点

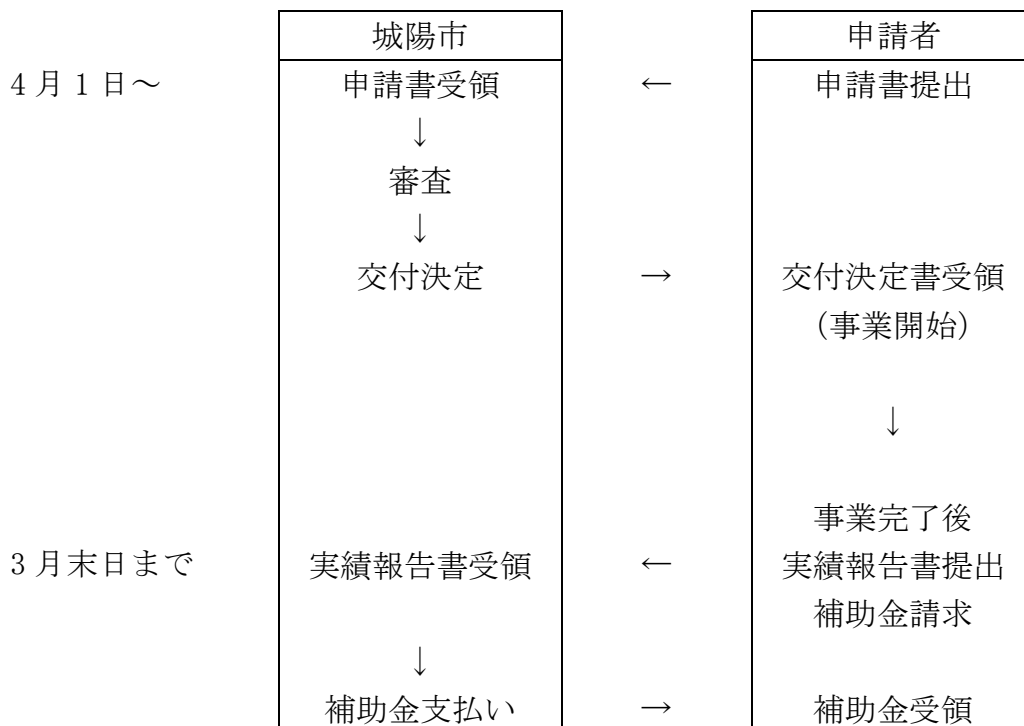
### 〔申請関係〕

- 必ず、工事契約・売買契約締結前に申請してください。交付決定前に契約すると補助が受けられません。
- 申請があったものから順に審査して交付決定通知書を送付しますので、通知受領後に工事契約や売買契約等の手続きを進めてください。
- 申請期間は、4月1日からですが、補助金の交付の決定を受けた年度の3月末日までにリフォームや住宅取得が完了するものが対象です。
- 申請期間内であっても、予算を超える申請があった場合は、その時点で受付を終了します。
- 補助金の交付の決定を受けた年度の3月末日までに、工事支払い、住所変更等必要な手続きを全て終了し、実績報告書を提出してください。

### 〔補助内容〕

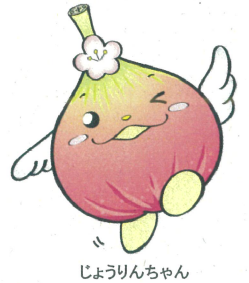
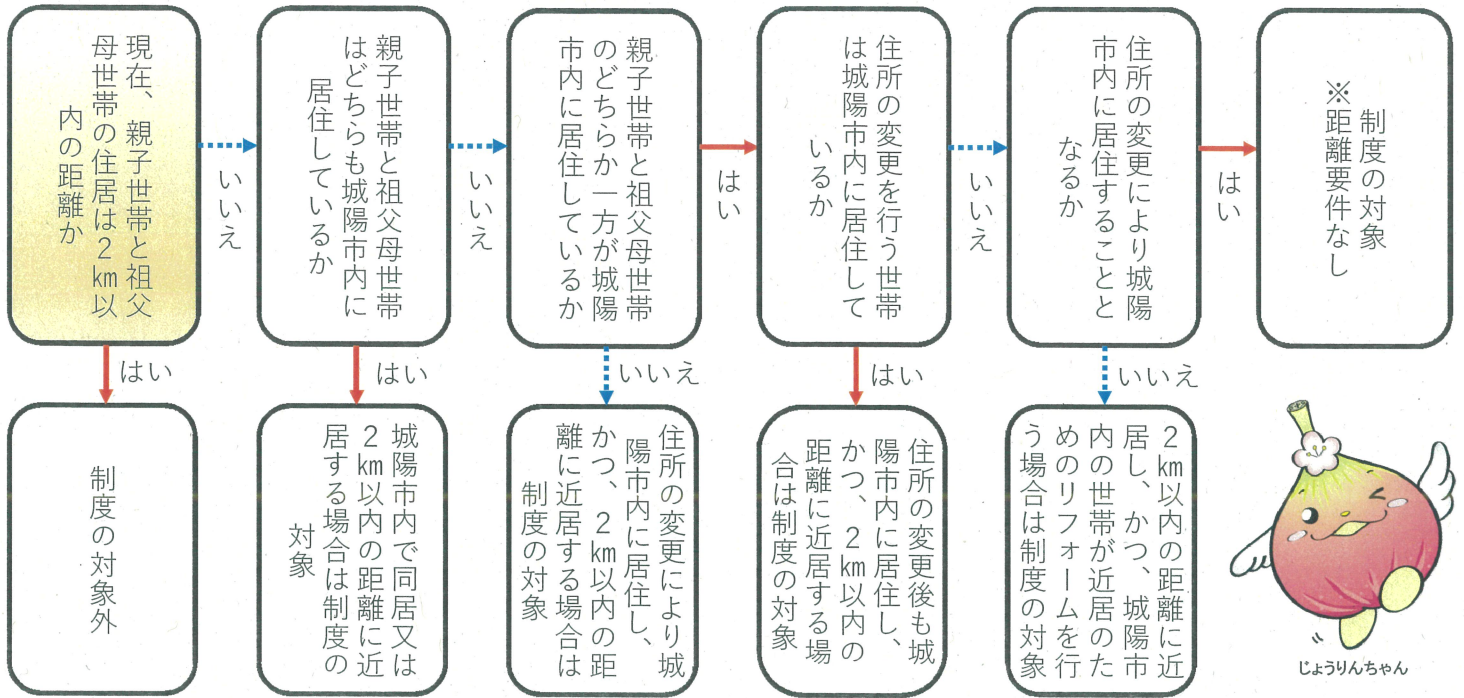
- リフォームで対象となるのは、三世帯近居・同居のために必要となる工事（間取りの変更や子育てに配慮した工事）で、単なる修繕や老朽化した設備の更新等は対象となりません。工事内容が補助対象になるか等、ご不明な点は事前に都市政策課にご相談ください。
- 住宅取得で補助対象となるのは、仲介手数料です（土地や建物自体の費用は含まれません。）

### 〔補助金交付までの流れ〕



# 城陽市三世代近居・同居住宅支援事業の補助対象要件

## ●親子世帯又は祖父母世帯の一方が住所変更を行う場合



## ●親子世帯及び祖父母世帯の両方が住所変更を行う場合

